令和 8 年度 多摩ニュータウンフォトコンテスト 応募規約

応募テーマ

「多摩ニュータウンの魅力を、写真で発見・発信」

(いつもの景色が、誰かの「行ってみたい」に。

あなたが見つけた、多摩ニュータウンの魅力を写真で教えてください。)

主催	東京都　都市整備局
応募期間	令和 8 年 11 月 9 日(月)から令和 9 年 1 月 24 日（日）まで
撮影対象	八王子市、多摩市、稲城市及び町田市の多摩ニュータウンエリア
応募方法	専用応募フォーム（LoGo フォーム）
結果発表	令和 9 年 2 月下旬以降（予定）

「多摩ニュータウンフォトコンテスト」（以下「本コンテスト」という。）に応募する者は、以下を確認し、同意の上応募すること。なお、応募された時点で、応募規約に同意したものとみなす。

1　目的

本規約は、多摩ニュータウンの魅力及び価値を広く発信するとともに、多くの者に多摩ニュータウンの新たな魅力を発見する機会を提供することを目的として、東京都が実施する本コンテストについて、必要な事項を定めるものとする。

2　主催

東京都都市整備局多摩まちづくり政策部多摩ニュータウン課

3　応募テーマ

「多摩ニュータウンの魅力を、写真で発見・発信」

4　撮影対象区域

八王子市、多摩市、稲城市及び町田市に位置する多摩ニュータウンエリアとし、応募時に撮影場所を具体的に記載すること。なお、撮影場所が対象区域に該当するか判断しづらい場合は、以下の URL から「多摩ニュータウンの新たな再生方針」を参照し、多摩ニュータウンについて確認すること。

（URL ：https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/tama_nt_policy-previewctcollectionid-）

5　応募期間

令和 8 年 11 月 9 日（月曜日）から令和 9 年 1 月 24 日（日曜日）まで

6　応募資格

（1）年齢、居住地及びプロ・アマチュアの別を問わない。（日本国内在住の方のみ対象）

（2）18 歳未満の者は、保護者の同意を得た上で応募すること。応募の時点で同意を得られたものとみなす。

（3）応募は撮影者本人によるものとする。

7　応募作品の要件

（1）多摩ニュータウン内で撮影した写真で応募テーマに合った作品を対象とする。

（2）応募者本人が撮影した作品で、未発表かつ他のコンテスト等に応募していないものに限る。

（3）他のコンテストで応募した作品と類似作品とみなされる作品ではないこと。

（4）過去に撮影した写真も応募可能。ただし、現存しない被写体の場合はこの限りではない。

（5）応募は１人１回とし、１回の応募につき５作品までとする。

（6）カラー又はモノクロの別は問わない。スマートフォン等で撮影した作品も応募可能。

（7）ファイル形式は JPEG 及び JPG 並びに PNG とし、１作品当たり 10MB 以内とする。画像サイズは長辺 1,500～2,000 ピクセル以上を推奨する。

（8）受賞候補者に対し、原版データ又は高解像度データの提出を求める場合がある。

8　応募方法

専用応募フォーム（LoGo フォーム）(※) に必要事項を入力し、写真データをアップロードする。応募に必要な主な事項は、次のとおりとする。

（1）氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

（2）作品タイトル、撮影場所及び撮影時期

（3）公表時の氏名表記又はペンネーム

（4）作品に関する簡潔なコメント

（5）本コンテストへの応募規約への同意

※LoGo フォームとは、地方公共団体等が公式サービスとして提供する電子申請サービスのシステム名称のこと。

9　応募に当たっての留意事項

（1）被写体が人物の場合、応募に関して、必ずご本人(被写体)の承諾をとること。また、被写体が未成年の場合は、親権者の承諾を得ること。

（2）公園道路等の公共施設以外の被写体（人物、建築物、商品等）については、肖像権、著作権、商標登録等の権利侵害がないよう、応募者の責任において権利者に確認すること。

（3）立入禁止区域及び撮影禁止場所で撮影した作品、法律や公共ルールに違反した作品は無効とする。

（4）他人の著作権、肖像権等を侵害するような行為が行われた場合、主催者はそれに関するトラブルの責任は一切負わないものとする。

（5）作品を複数応募した場合でも、受賞は 1 人 1 作品のみとする。

（6）応募期間終了後に提出された作品は、選考の対象外とする。

（7）受賞決定後広報グッズの作成等に際して、受賞者に元データの提供を依頼する場合がある。

（8）公表時に公開される撮影者名についてはペンネームも利用可能であるが、公序良俗を逸脱したもの、第三者の権利を侵害する表現を含むもの、そして個人の特定につながるものにしないこと。これらのいずれかに相当すると主催者が判断した場合には、通知などを行わずに、審査の対象外とする。

（9）内容が以下に相当すると主催者が判断した場合には、通知などを行わずに、審査の対象外とする。

・応募規約などに反するもの。

・公序良俗に反するもの又は反する恐れのあるもの。

・第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害するもの又は侵害する恐れのあるもの。

・第三者を誹謗中傷するもの若しくはそのプライバシーを侵害するもの又はその恐れのあるもの。

・法令などに違反するもの若しくは犯罪行為に結びつくもの又はその恐れのあるもの。

・本コンテストの趣旨などに合わないもの。

・本コンテストの適正な運営を妨げるもの又はその恐れのあるもの。

・作品データが判読不可能なもの。

・ AI 生成等により作成したもの。

10　審査

応募作品は、応募受付終了後、一次審査を行った後、二次審査を経て、各賞の受賞者を決定する。なお、審査の経過及び結果に関する個別の問合せには応じない。

11　表彰

受賞者には、副賞と賞状を贈呈する。

賞	作品数	副賞（予定）
最優秀賞	1 作品	商品券（3 万円分）

賞	作品数	副賞（予定）
優秀賞	2 作品	商品券（1 万円分）
特選	3 作品	商品券（5 千円分）
入賞	5 作品	商品券（2 千円分）

複数の作品を応募した場合であっても、受賞は 1 人 1 作品までとする。

12　結果発表

（1）令和 9 年 2 月下旬以降に受賞者へ連絡するとともに、受賞作品は東京都都市整備局ホームページで発表する。

（2）作品及び作品タイトル並びに撮影場所を、希望する氏名表記又はペンネームとともに掲載する。

（3）受賞候補者と連絡が取れない場合、指定期限までに原版データ等が提出されない場合又は応募規約への違反が判明した場合は、受賞を取り消す場合がある。

13　受賞作品の取扱い

（1）受賞作品について、受賞者に連絡後、原版データの提出を依頼する場合がある。提出期限までに原版データの提出がない場合は、受賞を取り消す場合があるため、応募者はあらかじめ了承すること。

（2）受賞通知後に応募規約の違反等が判明した場合は、受賞を取り消すものとする。

（3）受賞作品に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、東京都に譲渡するものとする。

（4）東京都及び関係団体は、広報を目的として、受賞作品を広報グッズ、都の広報誌を含む印刷物、ホームページ、公式ＳＮＳ、カレンダー等に使用できるものとし、受賞者はこれに対し法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（著作者人格権）を行使しないものとする。

（5）受賞作品は、多摩ニュータウンの PR 等で事前、事後の連絡なく全て無償で使用するものとする。なお、使用時に編集上の規定等により作品を加工（印刷色合いや大きさの違い、背景に写りこんだ人や物、掲載不能な部分のボカし処理やトリミングなど）を行う場合がある。また、使用に当たっては、受賞者名(ペンネーム)、作品のタイトルを記載する場合がある。

14　個人情報の取扱い

氏名、連絡先、住所などの個人情報は賞品発送など本コンテストを運営するために必要な範囲でのみ使用する。なお、受賞者名（ペンネーム）、作品のタイトルなどは、都及び関係団体が作品とともに使用する場合がある。

15　応募者の費用負担

本コンテストの応募に要するインターネット接続料、通信費その他の費用は、応募者の負担とする。

16　実施内容の変更等

主催者は、都合により、本コンテストのスケジュールや賞品内容の変更、またサービスの中止・中断をする場合がある。この場合、主催者は、本コンテストの中止に関連して、一切責任を負わないものとする。

17　免責事項

本コンテストに応募したこと、又は入賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立てについて、主催者は一切責任を負わないものとする。

18　問合せ先

多摩ニュータウンフォトコンテスト事務局

メールアドレス：tama_photo@prs.co.jp

19　その他

本規約に定めのない事項については、主催者が必要に応じて定めるものとする。